

## 国立大学教育実践研究関連センター協議会会費等に関する細則

平成20年10月 9日 常任幹事会決定  
平成20年10月10日 第73回総会決定  
平成27年 2月13日 第86回総会決定  
平成30年 2月15日 第92回総会決定

本細則は、国立大学教育実践研究関連センター協議会規約第17条により、会費及び徴収方法について別途定めるとされていることを受け制定するものである。

(年会費の決定機関)

第1 年会費の額については、常任幹事会において予算案を作成し、総会において決定する。

(年会費の額)

第2 年会費は1万円とする。ただし、国立大学教育実践研究関連センター協議会規約第3条2項に定める教職員について徴収しないこととするが、3年後に見直しをする。

(徴収方法)

第3 年会費の徴収方法は銀行振り込みとする。

(手数料)

第4 銀行振り込みに要する手数料については、加盟機関の負担とする。

(徴収期間)

第5 年会費の徴収時期は毎年7月1日から9月30日までの間とする。

(徴収通知)

第6 年会費の徴収に関する通知を前号の期間内に事務局から行う。

(請求対象機関)

第7 年会費の請求は毎年4月1日時点で加盟している機関に対して行う。

(退会機関に対する請求)

第8 年度途中の退会機関に対して、当該年度の会費は請求する。

(払い戻し)

第9 会費の払い戻しは行わない。

(管理)

第10 会費の管理は事務局が行う。

(その他)

第11 その他、この細則によりがたい場合は会長が決定するところによる。

附 則

第1 平成9年度に設定された年会費の額は1万円とされていること、平成20年度まで当該額を徴収していることから、当該額を正式な年会費額とする。

第2 同一大学で複数のセンターが加入した場合でも、年会費の額は一大学とする。